

2013年9月定例会 全員協議会質問

9月25日・阿部裕美子県議

阿部裕美子県議

日本共産党の阿部裕美子です。賠償問題からお伺いいたします。

原発事故によって福島県民が負った被害は余りにも甚大です。なりわいを奪われ、家族はばらばらにされ、故郷を、希望を、人生を奪われました。失望で病気になってしまった方、自ら命を絶ってしまった方もいます。避難生活も限界です。仮設住宅で誰にも見取られずに亡くなった孤独死は23人、震災以来自ら命を絶った自殺者は32人になっています。奪われた命を返せ。なりわいを、故郷を、もとの暮らしを返せ。この一人一人の無念の思いに真摯に向き合って、新たな生活の再建に踏み出すことができるような完全賠償を行う責任が、事故を起こした東京電力・国にはあります。しかし、事故から二年六ヶ月、県民の思いはことごとく裏切られてきました。区域で選別され、特定避難勧奨地点では、おとなり同士で線引き・差別をされ、県民は分断と差別に苦しんできました。自主避難者も、避難せずにとどまっている県民も、放射能に対する不安やストレス、苦しみは同じです。もとの当たり前の暮らしを返せ。これに応えるのが賠償の原点ではありませんか。

まず伺います。全ての県民の精神的損害を認め、2011年4月22日以降の精神的賠償を行うべきです。見解を伺います。

文部科学省研究開発局 原子力損害賠償対策室 田口康室長代理

お答えいたします。精神的損害も、生命・身体的損害をとみなわない精神的苦痛とその損害につきましても、対応あるいはその程度、と言いますのは被害者の年齢・性別・職業、生活、生活環境、あるいは家族構成等種々の要素で、非常に大きく異なってまいります。そういう観点からも、精神的損害の有無およびその範囲を客観化して一律に示すのは自ずと限度があるというのが紛争審査会の考え方でございます。そういう観点からは、現在紛争審査会で示している精神的損害につきましても、政府の避難指示によるもの、それからもう一つ、いわゆる自主的避難に関する損害といたしまして、これもやはり精神的損害を指針の方で示しているわけでございます。これ以外のものにつきましても、生命・身体的損害を伴わない部分でございしますが、これにつきましても指針上は個別に判断をしていくということになってございます。

阿部県議

東京電力が、追加賠償基準に基づく請求書で“精神的損害の終点は2011年4月22日だった”としています。放射線の不安などをもとにするこの精神的損害について、

原発事故から一ヶ月余でしかない。精神的損害をこの一ヶ月余しか認めていないということであります。放射能の不安からくる精神的苦痛はいまも続いています。このような状況についてどう答えるのでしょうか。

文科省 田口室長代理

くり返しになって申し訳ございませんが、環境放射能の線量に対する精神的苦痛も、個人に、あるいはお子さんがいらっしゃる方、あるいは妊婦の方、それと例えばお年寄り、そういったことでだいぶ変わってまいります。そういうことから紛争審査会の指針でもですね、一律に自主的避難、これは自主的避難だけではなくて実際滞在している方も含めて賠償の対象と認めるとしたわけでございますが、一律に指針で示せるのは（平成）23年度12月末までということで、後は個別に賠償の対象になりうるということで判断していくということで指針には示させていただいております。

阿部県議

確認しておきたいんですが、（平成）23年の12月までとおっしゃいましたが、実際には2011年の4月の22日までしか、精神的賠償としての損害賠償は実施されていないという理解だと思います。

文科省 田口室長代理

自主的避難の賠償については大きく二つタイプがあるということで指針上整理をしております。一つは事故直後に、いつ爆発してこちらに大変な被害があるかわからないということで、ともかく放射線量がどうこうという情報とはまったく別に原子力発電所の危機的な状況から避難をされたという方。それから、そのときは避難されなくても、これは比較的距離のあったところの方が多いと思いますが、放射線量がやはり通常より高いということで、このことから自主的に避難されてる方。この二つございます。

前者につきましては、性別・年齢問わず全員、要するにある一定の範囲の全員の方々が対象と。ただし、それは事故直後の情報がないところで、爆発しそうだということで逃げたということなので、そこをきっちり明示的に22日と言っているわけではございませんが、ほぼそれくらいまでの期間ということで、これは性別・年齢を問わず8万円という額を指針で示しております。

阿部県議

放射能の不安から来る精神的な苦痛というのは色々なかたちでいまでも続いていることです。除染をして、仮置き除染物を自分の敷地内に置いている地域もありますし、毎日そのブルーシートを見ながら暮らしていくストレスの状況とか、文科省もその実態は見に来られているはずで。その辺の状況についてはどういう検討をされたのか

うかがいます。

文科省 田口室長代理

自主的避難の賠償の検討にあたりましては、そのような線量が高い状況、ただその程度とか範囲、実際自主的な避難をされた方の割合でございますね。これは市町村によってそれぞれ大分違ったわけでございますが、そういったものを総合的に勘案して、自主的避難の対象区域と、いわゆる損害の範囲というものを検討して決めさせていただいております。

阿部県議

自主的避難も含めて、そういう精神的な苦痛の状況というのを今後も検討しながら、それについての賠償は考えていくというふうに理解をしていいのでしょうか。

文科省 田口室長代理

冒頭申し上げましたように、事故直後から時間も経過し、精神的損害についての個人差というのもますます大きくなっているという状況もございます。したがって、個別に判断して賠償の対象と認められるものについて賠償していく。これについてADRでもしっかりと対応をしていきたいと考えてございます。

阿部県議

時間の関係もありますので次に進みます。「精神的賠償上積みへ」ということで、要介護者ら、避難者や避難後の生活で重い負担を強いられていることを考慮して、これまでの精神的賠償に上乘せをするという方向を出されておりますけれど、この中身等の徹底については、まだあまりこの内容が知らされていないという印象を受けておりますが、その徹底についてうかがいます。

文科省 田口室長代理

委員のご指摘のように、ADRにおきまして、精神的損害の上乗せ・増額が認められるようなものについて、総括基準—これは和解の仲介をするときの仲介委員が、それをもとに和解の仲介をやる基準となりますが、総括基準というものをつくって公表をしております。文部科学省のHPにアップしております。

それからそれに加えまして、申し立てた被害者さんの了解が得られれば、そういった事例について和解事例ということで、これも公表をしております。ただし委員のおっしゃるように、ADR全体の活動を含めて、PR・広報が足りないという認識でございますので、ここについても積極的にこれから広報活動、あるいは和解事例や総括基準の周知というのを図ってまいりたいと考えてございます。

経済産業省資源エネルギー庁 原子力損害対策対応室 森本英雄室長

今の点、一点補足させていただきます。いま田口室長代理の方からADRでの総括基準の話がありましたが、東京電力としましても、まだ公表できておりませんが、そうした形での積み増しというのでも検討しております。なるべく早くいろんな手続きも含めて公表できるよう、我々としても指導しておりますのでもうしばらく申し訳ありませんがお待ちいただければと思っております。

阿部県議

広報を徹底されることをお願いしまして、次に、今までもいろいろ論議されてきましたが、賠償指針の見直しについてです。これまでの財物賠償指針では、実際に新しいところでの生活に踏み出すことが困難、住宅の取得なども困難ということで見直しを求める声が強かったわけですが、いろいろと修繕費とか住宅の賠償についても追加賠償を行うというお話がありましたが、問題なのは、再取得可能な中身にするのかどうかということだと思います。新しく生活をスタートさせるに相応しい、再取得が可能な賠償指針にしていくという点でもう一度確認したいと思います。

文科省 田口室長代理

いま委員がおっしゃったとおり、再取得可能になるような賠償というのを具体的にどうするかということについて検討をしているところでございます。

阿部県議

次に、自治体の賠償請求の支払いについても、速やかに実施できるよう指針の見直しを行うべきだと思います。見解をうかがいます。

文科省 田口室長代理

地方公共団体の損害に対する賠償につきましては、中間指針で概念が示されてございます。そのなかでとくに自治体の方でいわゆる民間事業と同様にやるような損害、あるいは財産的損害、こういうものは指針上は賠償の対象でございます。あとは事実認定ということでございますので、そこについては指針の追加はとくに必要ないと考えております。一方で税収の減というものがございまして、これは指針で特段の事情がないかぎり賠償の対象とならないと書いてございまして、これをもって東電の方が一切自治体からの請求に応じていないという状況がございました。したがって前回・前々回の審査会でそのところを全く認められないものではなくて、こういう条件のもとであれば賠償の対象となるんだという考え方を議論してございまして、それを審査会の考え方として最終的に示す方向で現在検討をしております。

阿部県議

県内の49市町村が342億円の賠償請求をしております、今までこのうち24億、わずか7パーセントにとどまっている理由として、税金の問題とか、その他にも、除染用の高圧洗浄機の購入とか、農産物の風評対策費の問題とか、事務経費の問題などが指針に示されていないので賠償できないと答えていると聞いておりますので、実際に各自治体の実被害であるわけですから、当然自治体の損害に見合った賠償が行われるよう指針を見直すべき思います。もう一度お答えください。

文科省 田口室長代理

指針では、たとえば除染とか検査の費用につきまして、必要かつ合理的なものは賠償の対象であるということになってございまして、指針の中でそれ以上踏み込んで、例えば具体的に「何かに使ったやつは…」という書き方はなかなかできませんので、現在時間がかかっているのは必要かつ合理的な物の認定の問題になっていると認識してございます。具体的な交渉の状況についてはエネ庁のほうから説明があると思いますが、指針上は、指針を盾にとり東電が支払いに、交渉にそもそも応じないという税金、こういうものは扱いますが、指針上は書きようがないというところについては個別の問題として行政機関でございまして出来れば我々国がちゃんと間に入ってやれば良いと考えてございます。

エネ庁 原子力損害対策対応室 森本室長

いま田口から指針上のことはお答えしましたが、実際に東京電力が自治体からのご請求に基づいてどのような賠償をしているところか概略をご説明申し上げます。いわゆる追加的費用として典型的な、まさに実費が出ている検査費用等については、順次基金をつくってお支払いしているところでございます。一方で、非常に難しいのが一般行政経費に近いもの、つまり通常の時間の人件費等について、これまでの本来の自治体業務と追加の業務の判別が難しいところ等については引き続き協議中といろんなカテゴリーがございまして、追加的な費用とはっきりわかるものから順次払わせていただいているという状況でございます。

阿部県議

次に質問を進めます。旧緊急時避難準備区域の賠償の打ち切りをやめて、継続すべきだと思います。先ほども論議になった点ですが改めてうかがいます。

文科省 田口室長代理

旧緊急時避難準備区域については、避難指示が解除されたあと相当期間、これは結果

的に11ヶ月でございましたが、これを審査会で具体的に示させていただきました。その11ヶ月が経過した後も東電の柔軟な対応ということで本年の3月末まで賠償が続いたと承知してございます。現在の旧緊急時避難準備区域の状況は市町村によってだいぶ差がありますが、皆さんがお戻りになっているわけではないと、この状況を賠償の問題としてどう捉えるかということについては、紛争審査会でもこれから議論をしていくことになると考えてございます。一方で復興施策との関係、戻らない理由皆さんいろいろございますので、実態も踏まえながら紛争審査会でもこの問題については検討をしていく予定でございます。

阿部県議

結局、緊急時避難準備区域を解除されたとしても、たとえば広野町の場合は8割は戻っていません。インフラ整備など、医療や雇用の問題とか、そういう問題が整備されなにかぎり、戻って暮らせるという状況ではないわけです。賠償だけは打ち切りにされていく、どうやって暮らしていけばいいんですか。賠償を継続すべきだと思います。インフラ整備の状況とか、中間指針の第二次追補でもこのような状況を鑑みて検討を加えていくと言われておりましたけれども、そのへんはどう検討されたのでしょうか。

文科省 田口室長代理

まさにそのような状況を見て、これから審査会でも検討していくことになると考えてございます。

阿部県議

もうすでに賠償は切られてしまうという非情なやり方は改めるべきだと思います。それぞれがインフラ整備なども行われて戻られるという状況になってはじめて、賠償も終了ということだと思います。そのことをもう一度申し上げておきたいと思います。

次に、今までも論議されておりましたけれども、民法の短期3年の消滅時効を援用しないための特別法をつくるべきだと思います。このことをもう一度明確に答弁いただきたいと思います。

文科省 田口室長代理

時効につきましては、前の国会でADRに申し立てをしている部分については、行政的に整備をしていただきました。また報道等で議員立法等の動きが出てきているということがございます。そういったことを受けて、私自身は下村大臣から議員立法に協力をするようにと言われておりますので、具体的にどういう形のものかというのは国会の方で検討していただくということですが、いろんな事実関係、あるいは事務的にきちんと役所として行政的に協力できることは協力したいと考えてございます。

阿部県議

次に除染の問題についてうかがいます。降り注いだ放射能を取り除くことは除染以外にありません。事故から二年半が過ぎてもなお、住宅除染が進まない。国の直轄地域でも住宅除染はもとより森林除染も進まない。なかなか進まない除染も県民のストレスのもとになっています。国が定めた基準、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下になるまで除染を徹底させる。この特措法の目標を明確に掲げて除染にあたるべきと思います。この点についてあらためて確認したいと思います。

環境省福島環境再生事務所 関谷毅史所長

除染につきましては、復興のためにやるべき作業ということでやらせて頂いておりますけれども、ご指摘のとおりなかなか進まないというところがございまして、大変なご不便とご心配をおかけしているということで改めてお詫びしたいと思っております。

この除染を進めるにあたって、長期的な目標として掲げております年間1ミリシーベルト。これはこれまで除染の基本方針ということでやってまいりましたので、今後とも掲げてやってまいります。実際にいま行っている除染の作業。この中では先ほどから何度かお話をしておりますけれども、こういう方法でやるということを計画に従って定めまして、その方法でまずは下げられるところまで下げるという形でいま作業を迅速にすすめたいということでやっております。その上で、作業が終わったところでその後事後モニタリングをさせていただいて、その効果が維持されているかどうかを確認し、そしてフォローアップの必要があれば個別に対応を検討していくということでございます。

阿部県議

年間1ミリシーベルト以下の目標を掲げてやっていくということですから、当然再除染も行っていくということですね。確認したいと思います。

福島環境再生事務所 関谷所長

再除染ということでおうかがいがありましたけれども、私ども再除染という言葉は使っておりませんので、私どもの考え方を申し上げますが、先ほど申しましたとおり計画に従って一度作業をさせていただいて下げられるところまで下げます。その上で事後的にモニタリングをしまして、除染をした効果が維持されているかどうかの確認をします。その上でモニタリングをしたら線量が上がってしまったとか、あるいは本来下がるべき除染の効果が取り残しなどによって出ていないという場合にはフォローアップ除染をする、と。再除染というのは人によって言葉の受け取り方が様々なのでございまして、同じ方法でやるのを再除染とおっしゃる方もいらっしゃるんです。そうとも限らな

い。おっしゃるとおりです。私ども人によって受け取り方が違う言葉はできるだけ遣わないようにしまして、今回はまずは事後モニタリングをさせていただいた上で、その結果を踏まえてフォローアップの除染させていただくということで進めております。

阿部県議

除染は降り注いだ放射能を取り除いていくことだと思うんですが、目標を年間1ミリシーベルトに置けば、当然それ以下にされるためのいろいろな手段が必要になってくると思います。再除染と言わないというのはどういうことですか。よく理解できませんのでもう一度お願いします。

福島環境再生事務所 関谷所長

言葉の意味のことになって大変恐縮ですが、再除染する・しないということと言えますと、同じ場所についてモニタリングを事後的にして、その場所について除染を一度やったあとにやることあるのか、ないのか、ということであれば、それは個別に検討してやる場合もあります。それを再除染と私どもは言っていないということを申し上げただけでございます。それはなぜかと申しますと、再除染というのは同じ方法で同じ場所をやるかのようにもとれますが、そういった同じ方法でやってもこれ以上下がらないというところまで最初の除染でやることを方針としておりますので、同じ方法でまたくり返しやるということは基本的には想定していないものですから、この言葉は使わないようにしているということでございます。

阿部県議

言葉の表現はいろいろあるんだと思いますけれど、1ミリシーベルト以下を目標にして、下げるための様々な努力を重ねていく。そういう意味では再除染も有りうるということだと思います。

次に中間貯蔵施設の建設について、今までもいろいろ論議がされてきましたが、なかなか進まないこの理由をどうお考えでしょうか。

福島環境再生事務所 関谷所長

中間貯蔵施設につきましては、私どもとしては不可欠な施設ということで建設をさせていただきたいということで考えておりますけれども、これを立地をすることになる市町村に、これから調査の結果を踏まえてどうするかというご相談をしていくわけですが、これまでのなかでも、やはり中間貯蔵施設をつくることによって、安全性の面でどうなるのかということですか、復興の道筋のなかでどう影響するのかといったことを含めてですね、様々な住民の方々からの声をいただいているところでございます。従いまして私どもとしては、そういった関係する自治体あるいは住民の皆様からのお考

えも踏まえまして、私どもの方で具体的にどういった施設になるのかという検討・調査を進めてきておるところでございますけれども、いずれにしましても私どもがそう言った施設の具体的な姿を考えていくのと合せて、まずは調査をさせていただくなかで関係する自治体の方々とも十分意見交換をさせていただいて、ご理解を得ていくしかないと考えております。

阿部県議

もう一度改めてうかがいます。中間貯蔵施設、いつ頃までつくる見通しを持っているのか、うかがいます。

福島環境再生事務所 関谷所長

中間貯蔵施設につきましては平成27年のはじめから搬入開始することを目指して、建設に努力してまいります。

阿部県議

最後に、国の直轄の除染についても、除染労働者の異常な働かせ方について問題になっています。建設労務単価、特殊勤務手当を適正に支払うよう下請け、元請けへの指導を徹底すべきと思いますが、どのように指導されていますか。

福島環境再生事務所 関谷所長

作業員への支払いにつきまして、直轄事業におきましては、除染等の作業につきまして、特殊勤務手当を支払うということになっております。これにつきましては各元請けに賃金台帳の提出を求めまして、個別に不払いといったことがないように、一々確認をし不透明な事例があった場合、あるいは作業員の方々などから連絡があった場合も、それを個別に確認をしまして、きちんと支払いが行われるよう、一件一件対応させていただいているところでございます。

阿部県議

除染労働者の問題については電話相談などにもいろいろと寄せられております。雇用計画書がないとか、社会保険・雇用保険もないとか、この辺の状況をどのように把握をされて対応をされているかがいます。

福島環境再生事務所 関谷所長

賃金の問題以外につきまして、そういった事例があるということであれば、我々発注者としても、受注者に対して適切に対応してまいりたいと思っております。

以上